

報告第5号

専決処分の報告（ユンタンザミュージアム南側駐車場便益施設建築工事請負契約の変更）について

令和5年9月15日議案第46号で議決されたユンタンザミュージアム南側駐車場便益施設建築工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年5月27日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 5年 9月 15日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 ユンタンザミュージアム南側駐車場便益施設建築工事
2. 工 事 場 所 読谷村字座喜味941番地1
3. 工 期 自 令和 5年 9月 30日
至 令和 6年 3月 25日
4. 原契約額に対する変更増額 ￥3, 124, 000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥284, 000－)
5. 変更後の請負代金額 ￥91, 124, 000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥8, 284, 000－)
6. 契約保証金 免 除
7. 解体工事に要する費用等

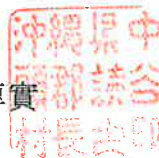
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 6年 3月 8日

発 注 者 読谷村長

石嶺 傳實



受 注 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字長浜1750番地

商号又は名称 株式会社山中組

氏 名 代表取締役 與那覇 久子 印



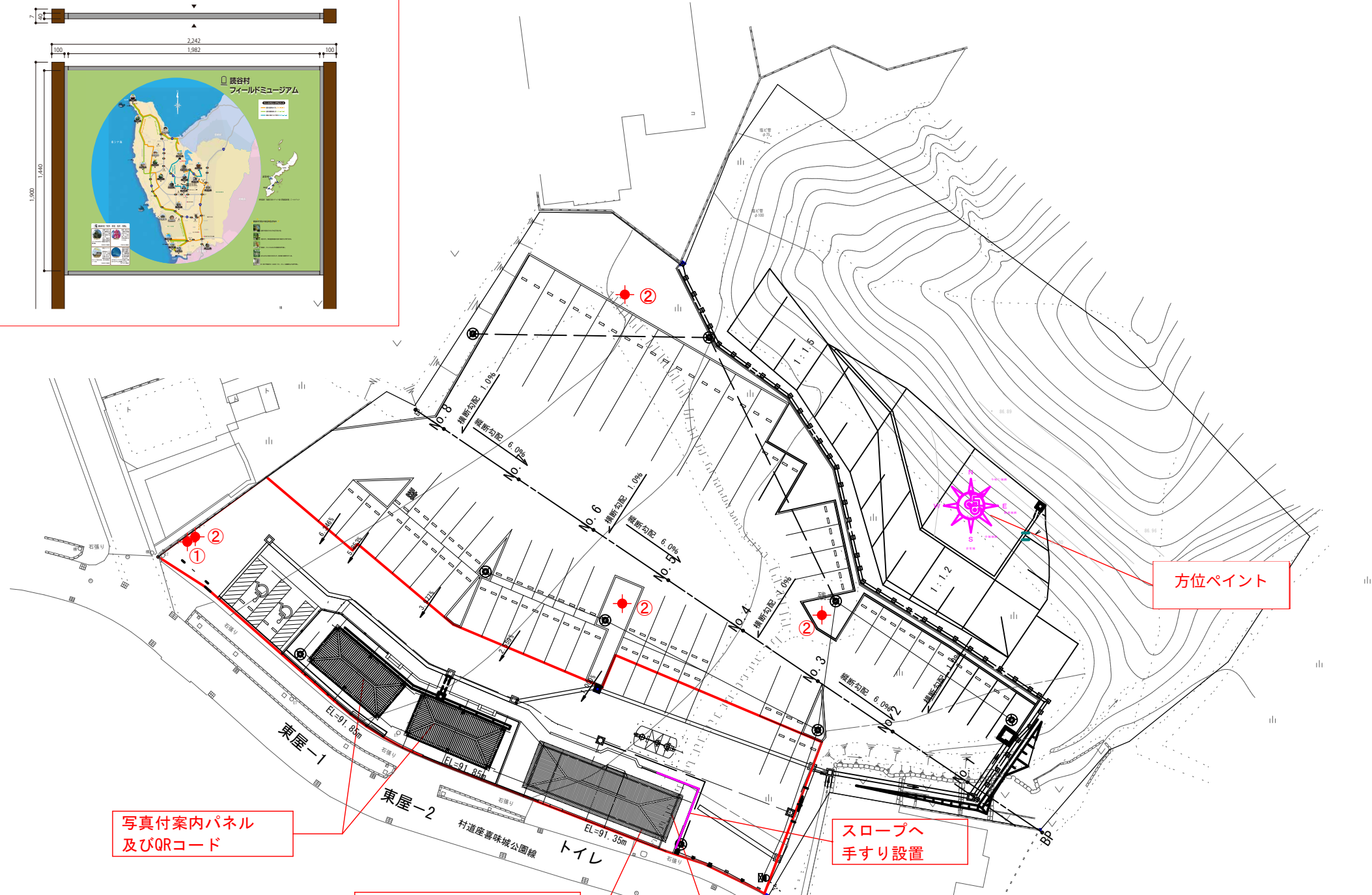
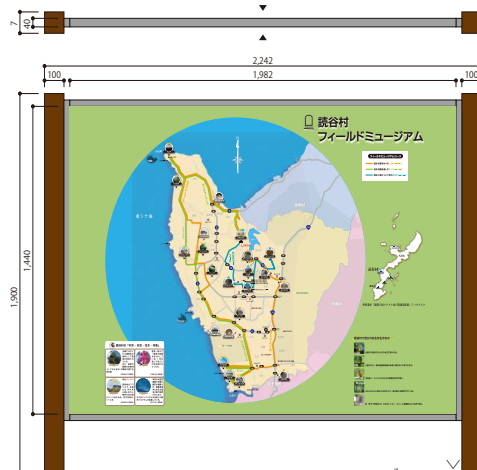
変更平面図

参考図

②自立型案内板 4箇所



①自立型案内板 1箇所



写真付案内パネル
及びQRコード

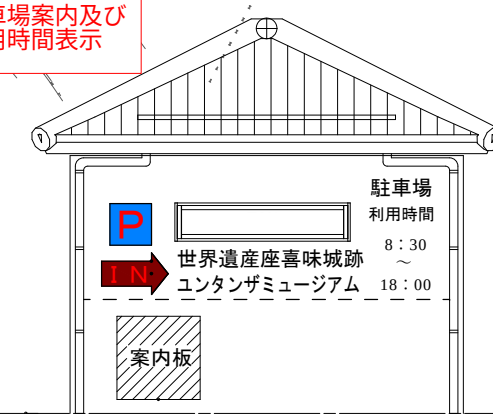
スロープへ
手すり設置

方位ペイント

駐車場案内及び
利用時間表示

トイレ外壁
石張り→石積みへ変更
一部塗装仕上げへ変更

写真付案内パネル



ユンタンザミュージアム南側駐車場 便益施設建築工事

変更内容(主な工事)

- トイレ壁面 駐車場案内及び利用時間表示
- 自立型案内板設置
- トイレ外壁 石張りから石積みへ変更
- 東屋内 写真付案内パネ・QRコード設置
- トイレスロープ 手すり設置
- 斜面小段 方位ペイント